
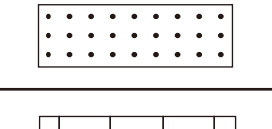
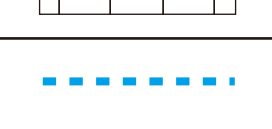


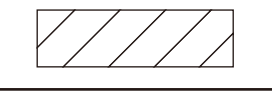
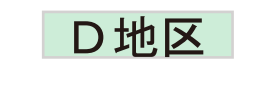




地区整備計画図



凡 例		
建築物等の用途の制限	A地区	次に掲げる建築物等は建築してはならない。 (1) 次に掲げる事業を営む工場 ① 肥料の製造 ② 製菓、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製 ③ アスファルトの精製 ④ アスファルト、コールター、木タール、石油副産物又はその残りかすを原料とする製造 ⑤ セメント、石膏、消石灰又はカーバイドの製造 ⑥ レイームラストコンクリートの製造 ⑦ 水産物類を原料とする法律(昭和45年法律第147号)の火薬類(圧入機火薬を除く。)の製造 (2) 次に掲げる建築物 ① 公衆浴場、診療所、保育所その他これらに類するもの ② 老人福祉センター、児童厚生施設、その他これらに類するもの ③ 自動車教習所 ④ カラオケボックスその他これに類するもの ⑤ 遊技場その他これに類するもの ⑥ 畜舎 ⑦ 農産物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する一般農産物、産業廃棄物の処理業の用に供する建築物又は工作物
	B地区	次に掲げる建築物等は建築してはならない。 ① 学校 ② 建築基準法別表第二(ロ)項に掲げるもの ③ 建築基準法別表第二(ハ)項第7号及び第8号に掲げるもの ④ 葬場その他これに類するもの ⑤ 畜舎 ⑥ 農産物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する一般農産物、産業廃棄物の処理業の用に供する建築物又は工作物 ⑦ ダンスホール及びナイトクラブその他これに類するもの
	C地区	次に掲げる建築物等は建築してはならない。 ① 学校 ② 建築基準法別表第二(ロ)項に掲げるもの ③ 葬場その他これに類するもの ④ 畜舎 ⑤ 農産物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する一般農産物、産業廃棄物の処理業の用に供する建築物又は工作物
	D地区	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 ① 建築基準法別表第二(イ)項に掲げるもの
	E地区	次に掲げる建築物等は建築してはならない。 ① 学校 ② 建築基準法別表第二(ロ)項第3号、第4号、第5号及び第6号に掲げるもの ③ 建築基準法別表第二(イ)項第2号及び第3号に掲げるもの ④ 建築基準法別表第二(ロ)項第1号、第2号及び第4号に掲げるもの ⑤ 建築基準法別表第二(ハ)項第7号及び第8号に掲げるもの ⑥ 葬場その他これに類するもの ⑦ 畜舎 ⑧ 農産物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する一般農産物、産業廃棄物の処理業の用に供する建築物又は工作物 ⑨ ダンスホール及びナイトクラブその他これに類するもの
建築物の敷地面積の最低限度	 3,000㎡  100㎡	
壁面の位置の制限	 道路境界線との距離…2.0m  道路境界線との距離…1.0m(ただし、6,000㎡以上の敷地では2.0m)  道路境界線との距離…3m  道路境界線との距離…1m  隣地境界線との距離…2m	
	建築物等の高さの最高限度	D地区 建築物の地盤面からの高さは10.0m以下でなければならない。
	垣又は柵の構造の制限	A地区 道路境界線の垣又は柵は、次の各号のいずれか一つに掲げるものとする。ただし、門柱、門扉及び幅が1.5m以下の門のそでについては、制限を受けないものとする。 ① 高さ1.8m以下の透視可能なフェンスで、基礎を構築する場合には、基礎の高さが1.2m以下のもの ② 柵と基礎を組み合わせたもので、基礎の高さが1.2m以下のもの ③ 高さ1.8m以下のコンクリート造等の壁で、道路側1幅1.5m以上の植栽を設けたもの
		D地区 道路境界線の垣又は柵は、次の各号のいずれか一つに掲げるものとする。ただし、門柱、門扉及び幅が1.5m以下の門のそでについては、制限を受けないものとする。 ① 壁 ② 高さ1.8m以下の透視可能なフェンスで、基礎を構築する場合には、基礎の高さが1.2m以下のもの ③ 柵と基礎を組み合わせたもので、基礎の高さが1.2m以下のもの
	 地区整備計画区域の区分	